

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十七年六月十六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 基準点測量
- 二 測量の地域 北葛城郡広陵町地域
- 三 測量の期間 平成二十七年七月一日から同年九月三十日まで